



平成 21 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
代表者	代表取締役会長兼最高経営責任者 武藤 信一 (コード番号 3099)
問合せ先責任者	管理本部総務部コーポレートコミュニケーショングループ 長 鈴木 康弘 (TEL 03-5843-5115)

取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する  
非金銭報酬等の額および内容についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する非金銭報酬等の額および内容決定の件」についての議案を、平成 21 年 6 月 29 日開催予定の当社第 1 期定時株主総会に下記の通り付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の額および具体的な発行内容は、同定時株主総会において当該議案が承認可決された後、当社の取締役会の決議をもって決定いたします。

記

I. 付議の理由

当社は、株主との利害一致の促進、業績連動型報酬の拡大、透明、公正な評価と報酬への反映のしくみの導入を目的として、固定報酬、単年度業績に連動した短期インセンティブ報酬（賞与）、および中長期インセンティブ報酬（ストックオプション制度）の三要素から構成される新報酬制度（報酬パッケージ）を取締役（社外取締役を除く）に対して導入いたします。これにともない、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権について、その総額および内容についてご承認をお願いするものです。

II. 議案の内容

1. 当社の取締役の報酬額は、本定時株主総会において別に付議される金銭報酬枠設定議案において、取締役の報酬額を月額 2,300 万円以内とする旨ご承認をお願いいたしておりますが、本議案は、上記の取締役の金銭報酬額とは別枠として、取締役に対するストックオプションとして新株予約権を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に年額 1 億 3,800 万円の範囲で付与することについてご承認をお願いするものです。各取締役（社外取締役を除く）に対する具体的な配分額については、新株予約

権とは別に支給される年間基本報酬額(月額基本報酬額×12)の50%相当額とします。

本議案をご承認いただいた後は、毎年、本議案記載の範囲内で、当社取締役会の決議により、当社取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションとしての新株予約権を発行することとなります。

なお、役員関連規程上、当社および当社子会社の取締役兼務執行役員ならびに当社および当社子会社の執行役員は、各自の年間基本報酬と同額の時価に相当する当社普通株式を保有するよう努めなければならず、各自の保有する当社普通株式の時価総額(直近の四半期末日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出するものとします)が各自の年間基本報酬の額を超えない限り、原則として、新株予約権を行使して取得した当社普通株式を処分することができません。

また、新株予約権の付与に際しては、新株予約権の公正価額を当該新株予約権の払込金額とし、払込金額に相当する報酬債権と新株予約権の払込債務との相殺によって、取締役(社外取締役を除く)に新株予約権を取得させることを予定しております。したがって、ストックオプションとしての報酬の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権総数を乗じて得た額となります。

## 2. 当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

### (1) 新株予約権の総数ならびに新株予約権の目的となる株式の種類および数

#### ①新株予約権の総数

3,500個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

#### ②新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式350,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることのできる株式の数の上限とし、各新株予約権の目的である株式数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む)または株式併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。また、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に、上記①の新株予約権の上限数を乗じた数を上記の上限株式数とする。

### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- (3) 新株予約権を行使できる期間  
新株予約権の割当日の翌日から 1 年を経過した日より 15 年以内で当社取締役会が定める期間とする。
- (4) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (5) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事および顧問の地位にあることを要する。任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事および顧問のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という)、退任の日から 5 年以内に限って権利行使ができるものとする。
  - ②その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (6) その他の新株予約権の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
3. 当社の定款上の取締役の員数は 12 名であり、また、当社の現在の取締役の員数は 9 名（うち社外取締役は 3 名）であります。別に付議される取締役選任議案が原案どおり可決されますと取締役の員数は 9 名（うち社外取締役は 3 名）となります。

(ご参考)

本議案による当社取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション制度の導入にあわせ、当社の取締役を兼任しない執行役員ならびに当社の主要子会社である株式会社三越および株式会社伊勢丹の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対しても、上記と同内容のストックオプションとしての新株予約権を本定時株主総会終結の日から 1 年以内に当社取締役会の決議により付与する予定です。かかる新株予約権の目的となる株式の総数は当社普通株式 1,370,000 株、新株予約権の割当総数は 13,700 個をそれぞれ上限とします。

以上